

医療法人財団
厚生会

古川橋病院は岩渕美和子さんの 「雇止め・解雇」を撤回し、職場にもどせ！

看護部長の岩渕さん（1年契約の有期雇用・継続して5年間勤務）は病院から明確な根拠を示されず、協議もされず、「抽象的な理由」で、昨年4月1日からの「雇用の打ち切り」が強行されました。岩渕さんは同年4月1日まで在籍していると「有期雇用」から「無期雇用」に転換できる権利を有していましたが、その1日前に「雇い止め」になりました。この間、コミュニティユニオン東京港支部（以下CUみなと）は2回団体交渉をおこない、「雇用の継続」を求めてきましたが、二転三転する病院の主張はとても誠実なものではなく雇止めに固執し、岩渕さんの無期転換の権利を奪いました。

団体交渉が進行すると同時に、岩渕さんを支援する職場の仲間たちと共に、病院の不当な対応に声を上げるため、昨年2月に病院組織の中に、CUみなと厚生会分会を立ち上げました。自身の雇止め撤回・雇用の継続を求めるだけでなく、病院が患者の尊厳を大切に、地域に信頼される医療機関の実現を目指すことを訴えるとともに、労働法が遵守されるよう労働者が知識を持って声を上げることで、使用者と対等に立ち、働き甲斐のある職場環境にすることができると奮闘しています。



病院前スタンディング宣伝に参加していただいたCUと地域の仲間たち

【抗議先】

医療法人財団厚生会 古川橋病院
理事長 鈴木幸雄
港区南麻布2丁目10-21 電話03(3453)5011

「雇止め・解雇」撤回闘争の闘いで 職場の仲間と労働組合(CU みなと厚生会分会)を結成!

昨年4月1日から月3回程度病院前で、出勤する職場の仲間に、毎回更新し状況を知らせるビラを配りながらスタンディング宣伝を行っています。このスタンディングにCU東京の仲間や病院周辺の地域の仲間が参加しています。9月には50回を迎えます。岩渕組合員は、昨年7月に「雇止め無効・地位保全」を求め、東京地裁に古川橋病院を提訴し、現在、争議中です。裁判は「雇止め」される最後の契約更新後の1年間の勤務状態が争点になり、病院は具体的な立証ができないでいます。今秋か今冬には証人尋問裁判に進むでしょう。私たちは、10日に1回の病院前スタンディングの手を緩めず、病院に対する決意表明の姿勢を貫き通します。

次回9月25日(木)午後1時30分 東京地裁709号法廷で行われます。

みなさまのご支援とご協力をよろしくお願いします。

【
激
励
・
連
絡
先
】

コミュニティユニオン東京港支部厚生会分会
港区芝1の4の9平和会館7F 港区労連気付
電話03(5765)9166
FAX03(5765)9167
Mail:minatokurouren@m01.itscom.net



2025年6月25日 金属反合行動で連帯挨拶

【古川橋病院前スタンディング宣伝】

2025年 9月5日(金) 9月17日(水) 9月26日(金)

*いずれも午前8時30分~9時 小雨決行

最寄り駅：南北線・都営三田線

白金高輪駅「徒歩約5分」都バス「古川橋」停留所徒歩1分

【裁判*口頭弁論】9月25日(木)午後1時30分

東京地裁709号法廷(42席) 傍聴にお越し頂けると幸いです